

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局穀物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 落花生 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和7年3月31日まで」又は「令和6年度まで」とされているものを1年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1202.30	011	落花生（播種用、殻付き）							10% （枠内） 617 円/kg （枠外）	
1202.30	019	落花生（播種用、殻を除いたもの）	726 円/kg	10%	無税	726 円/kg	10%	無税		
1202.41	091	落花生（殻付き）								
1202.42	091	落花生（殻を除いたもの）								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和7年4月1日 ○適用期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 落花生は、関東地域等の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物のひとつであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から、農業経営上極めて重要な位置付けにある。 作付面積は、長期的には減少傾向となっている。また、近年、北海道等において、新たに落花生の栽培方法を確立しようとする動きも出てきているところ。 このような中、関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、一定数量を超える輸入については高税率を適用し、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。また、特別緊急関税制度により、基準数量を上回る、又は基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、本邦の産業に与える損害を緩和する措置を講じている。 なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられている。								

	② 問題点 国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差が存在している。 我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない																
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の方向性 国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、本制度が維持されなければ、安価な外国産の輸入の増加により、国内生産の維持が困難として、輪作体系ひいては畑作農業（地域農業）の崩壊を招き、国内生産者に重大な影響を及ぼすことから、制度の延長が必要である。 ② 改正目的達成予定時期 国産品の生産性の向上を図り、国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保するまで、本制度を維持する必要がある。																
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 需要者に対して必要な量の輸入品の供給を確保しつつ、国内生産が維持される。 [令和5年度における適用実績（「減税額」は試算値（概算））] ・ 輸入実績：27,195 トン、8,062,293 千円 ・ 減税額：15,968 百万円 （（枠内輸入量（27,186 t）×枠外税率（617 円/kg）） －（枠内輸入額（8,059,415 千円）×枠内税率（10%））により算出） ・ 関税割当てを受けた者の数：24 者 [内外価格差（落花生）] <table><tr><td></td><td>国産品価格</td><td>輸入品価格</td><td>内外価格差</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>751 円/kg</td><td>233 円/kg</td><td>3.2 倍</td></tr><tr><td>4年度</td><td>695 円/kg</td><td>268 円/kg</td><td>2.6 倍</td></tr><tr><td>5年度</td><td>517 円/kg</td><td>296 円/kg</td><td>1.7 倍</td></tr></table> 資料：国産品価格「農業物価統計調査」、輸入品価格「貿易統計」 ② 改正によって生じうる影響 なし。 ③ 改正の妥当性 本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と実需者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が適当である。		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和3年度	751 円/kg	233 円/kg	3.2 倍	4年度	695 円/kg	268 円/kg	2.6 倍	5年度	517 円/kg	296 円/kg	1.7 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差														
令和3年度	751 円/kg	233 円/kg	3.2 倍														
4年度	695 円/kg	268 円/kg	2.6 倍														
5年度	517 円/kg	296 円/kg	1.7 倍														
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 なし。																

	② 当該政策評価の結果と改正の関係 なし。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第二条第二項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。」とされている。 落花生は、関東地域等の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであることから、本制度により安価な輸入品の無秩序な流入が防止されることは、国内生産者の保護に資する。 ④ 関連措置 ア 持続的畑作生産体制確立緊急対策事業 競争力のある畑作産地への構造転換を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、複数年契約取引、新品種の導入等の取組を支援する。 (令和5年度補正予算額 3,200 百万円) イ 産地生産基盤パワーアップ事業 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等を支援する。 (令和5年度補正予算額 31,000 百万円の内数)
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	落花生の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	長期的には消費量の減少等に伴い作付面積は減少しているものの、関税割当制度及び特別緊急関税制度の延長により、国内生産が維持されているとともに、実需者の輸入原料の確保も図られている。